

生活系（家庭）ごみ処理費用の適正負担について

～分別の徹底及び適正負担導入による不法投棄の増加への対応～

令和元年度 第3回郡山市廃棄物減量等推進審議会

令和元年8月20日

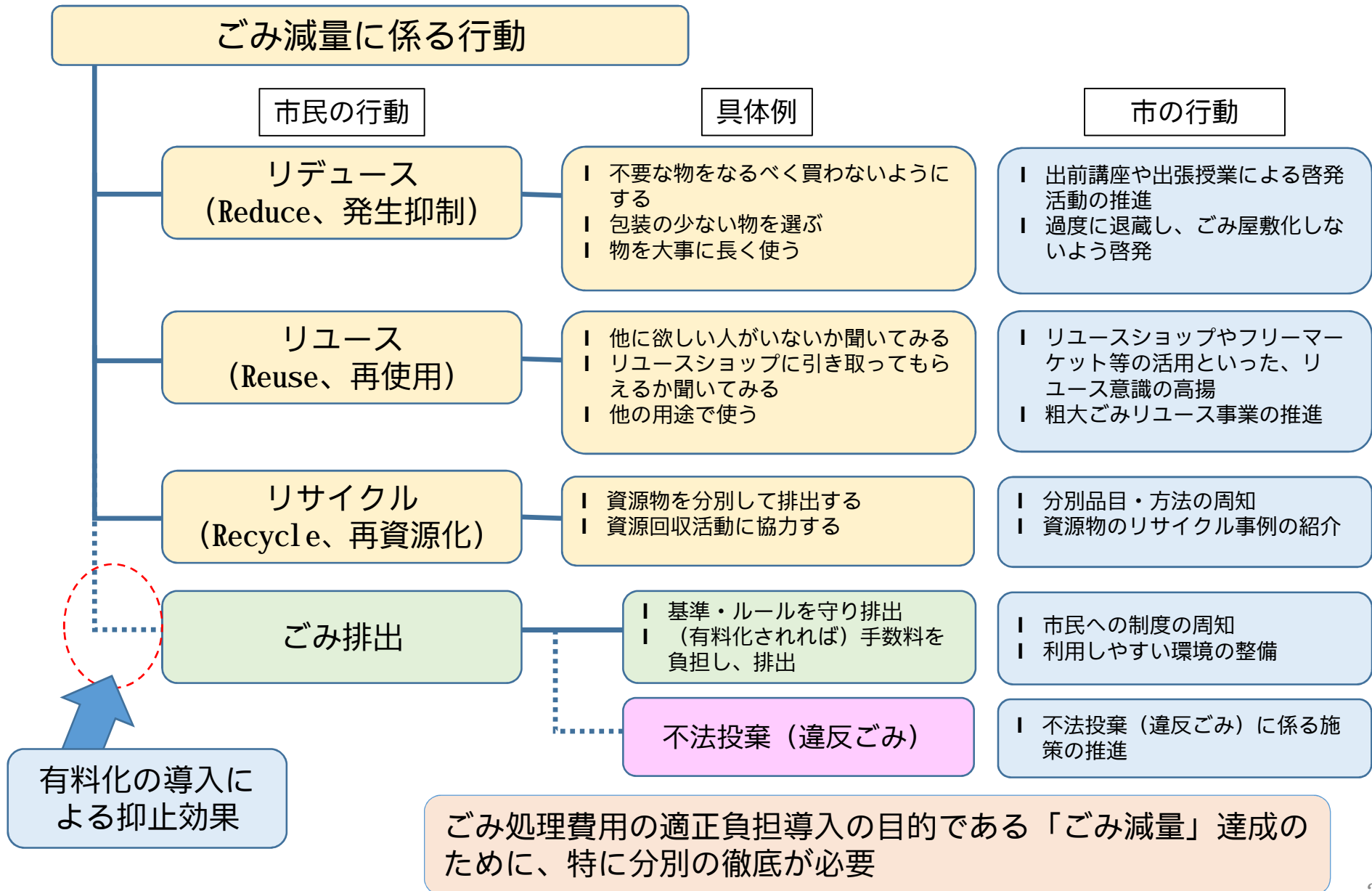
郡山市生活環境部3R推進課

目次

- 1 ごみ減量と3R・・・・・・・・・・・・・・・・ p 2
- 2 ごみ分別について・・・・・・・・ p 3
- 3 不法投棄について
 - 3-1 不法投棄（違反ごみ）とは・・・・・・・・ p 6
 - 3-2 有料化に伴う不法投棄対策について・・・・ p 7
 - 3-3 違反ごみについて・・・・・・・・ p 8
 - 3-4 不法投棄について・・・・・・・・ p 10
 - 3-5 罰則規定について・・・・・・・・ p 12
- 4 粗大ごみの自己搬入無料化の廃止について・・・・ p 13
- 5 これまでの審議内容について・・・・・・・・ p 15

1 ごみ減量と3R

ごみ排出に至るフロー図



2 ごみ分別について

(1) 市のごみ分別方法

現在は右表の4種13分別でごみ集積所に排出。(粗大ごみは除く)

分別の区分		種類	
燃やしてよいごみ (資源物・粗大ごみにならない可燃性の もので、不燃物が10%未満の性状物)		生ごみ 紙くず プラスチックの製品類、ほか	
燃えないごみ (資源物・粗大ごみにならない不燃性の もので、不燃物が10%以上の性状物)		ガラス類 刃物類 ほか	
粗大ごみ		長さが1 mを超えるもの。立方体は、3辺の和が150 cmを超えるもの。重量は、10kgを超えるもの。	
資源物	びん・乾電池		
	ガスカートリッジ・スプレー缶	飲料用、化粧品用のみ	
	缶	アルミ缶、スプレー缶	
	古紙	新聞	
		雑誌	
		段ボール	
		紙パック	
		その他紙製容器包装	
	ペットボトル		
	プラスチック製 容器包装		

〇ただし、
可燃ごみの袋へのペットボトル等の混入、
可燃ごみの日に排出された段ボール等、
不燃ごみの日に排出されたびん、缶等
 は集積所の清潔保持の観点から、
可燃ごみ、不燃ごみとしてそのまま収集している。

2 ごみ分別について

(2) 組成調査の結果について

組成調査の結果、燃やしてよいごみの収集日にもかかわらず、多くの資源物が混入していることを確認した。

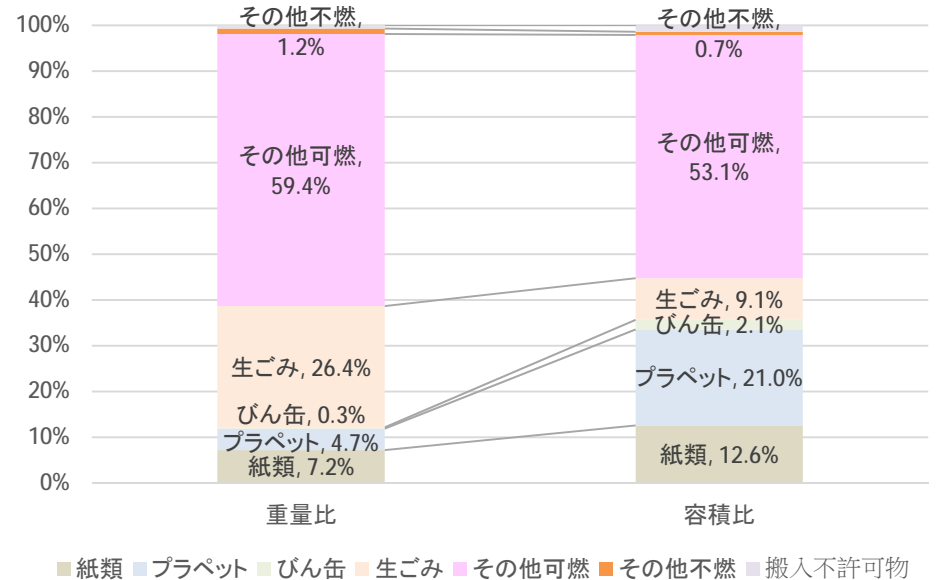


紙パック、新聞紙、段ボール等が混入



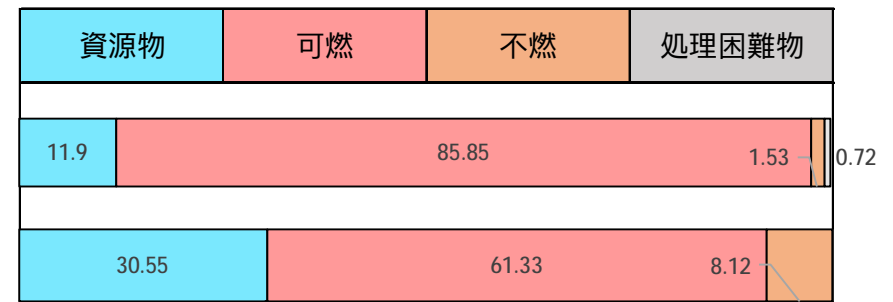
多くのペットボトル、プラスチック容器包装が混入

令和元年度 第1回組成調査結果（開発分譲地）



組成調査結果比較 (%)

区分	地名
調査日	
開発分譲地	喜久田町東原
令和元年7月9日	
集合住宅	山根町
平成30年10月30日	



減量が可能なもの

ごみ減量を図るには、これら資源物と廃棄物（可燃ごみ、不燃ごみ）を適正に分別されるよう取り組む必要がある。
 ○ 組成調査結果を分析すると、分別の徹底により重量比で11.9%、容積比で35.7%の減量が可能

○ 重量が減ればごみ減量につながり、また、容積が減ればごみ集積所が小さくて済む

2 ごみ分別について

(3) 現在の取組み

- u ごみの日カレンダー及び各種広報物、ウェブサイト、LINE等を用いた幅広い層への周知啓発
- u 小学4年生向け副読本「わたしたちとごみ」による環境教育／学習への意識付け、3Rフェスティバル等のイベントでPR、出前講座、対話集会、各種研修会といった場を利用した市民に直接呼びかけ等
- u 町内会、保健委員会（環境浄化推進員）等と連携し、地域のリーダーの育成



小学4年生向け副読本
「わたしたちとごみ」

(4) さらなる分別化のために考えられる取組み

- ① 違反ごみの取り残し（収集しない）の徹底・・・排出ルールの順守を排出者に促すため
 - ② 集積所のパトロールや排出時の立会指導を市民協働事業として実施
 - ③ 分別していないごみを出しにくい集積所の環境づくり
（分け方のパネルを作り集積所に貼る等）
 - ④ 開封調査の実施・・・排出ルールを守らない排出者を特定し、直接指導する。また、繰り返す場合は、氏名等の公表・過料を科す等をする。
- ・拠点回収の強化
公共施設等に資源回収ボックスを設置し、分別とリサイクルの促進を図る。
 - ・ごみ減量家計簿の普及
ごみの発生状況や数値データを記入するごみ減量家計簿を普及し、減量意識の高揚を図る。

3 不法投棄について

3-1 不法投棄（違反ごみ）とは

投棄される場所、内容物により**違反ごみ**と**不法投棄**に分けることができる。

投棄されたもの 投棄された場所	家庭ごみ	事業所ごみ
ごみ集積所	<p>ルール（マナー）違反ごみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ごみ集積所に出された家庭ごみのうち、市が収集しないもの 一つ一つは小規模だが、件数が多く市民の目に触れることが多いので、早急な対応が必要。 <p>☐ ごみ集積所は本来家庭ごみを出す場所なので、特に悪質性が高い場合を除き、法令上の不法投棄とはみなされないことが多い。</p> <p>☐ ルールの周知啓発活動、排出者への指導により解決を図る。</p>	<p>不法投棄</p> <ul style="list-style-type: none"> 従業員の知識不足、事業所の不適切な経費削減のために行われることが多い。 <p>☐ 従業員がルールを分からず紙くず等をごみ集積所に投棄した場合は違反ごみと同様に指導にとどめることが多いが、悪質性が高い物や産業廃棄物の場合は、厳格に対応する必要がある。</p>
ごみ集積所以外の場所 （私有地、山林、道路、ため池等）	<p>不法投棄</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭ごみの不法投棄は、規模は小さいが常習化することが多い。 <p>☐ 啓発・監視等による防止活動及び早期発見対応が重要となる。</p>	<p>不法投棄</p> <ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の不法投棄は、量、期間、周辺環境への影響が大きくなる傾向がある。 <p>☐ 啓発・監視等による防止活動及び早期発見対応が重要となる。</p>

3 不法投棄について

3-2 有料化に伴う不法投棄対策について

U ごみ処理有料化が不法投棄に及ぼす影響

不法投棄が増加した・・・45%
ほとんど増加しなかった・・・46%

過去に指定ごみ袋を導入した自治体に対し行われた調査（山谷, 2010）では、45%の自治体が「不法投棄が増加した」と回答している一方、46%の自治体は、事前の啓発活動が功を奏し「ほとんど増加しなかった」と回答している。

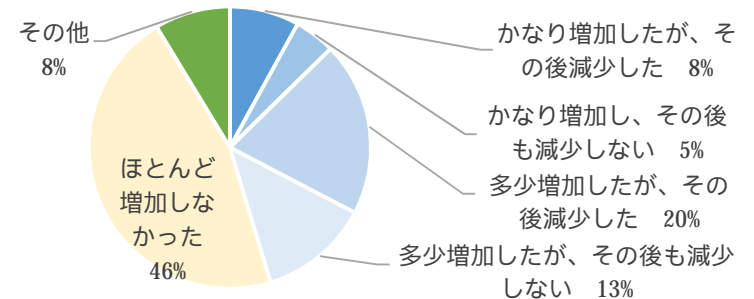
U 不法投棄が減少するのに要した時間

1年以下・・・72%
2年程度・・・20%
その他・・・8%

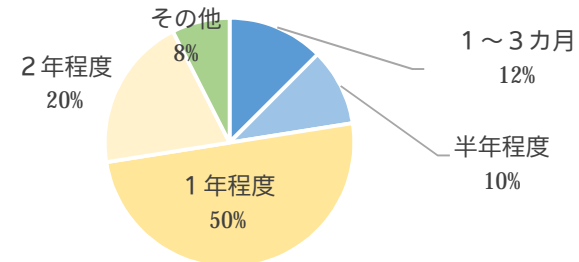
有料化導入後、不法投棄が増加したと回答した自治体のうち、9割以上の自治体が2年以内に有料化実施前の水準まで減少したと回答している一方、その他として「4～5年かかった」とする回答が1件、「減少していない」とする回答が2件あり、継続的な取組みが求められている。

他自治体のデータによると、ごみ処理有料化の実施により一時的に不法投棄が増える可能性はあるが、「リデュース・リユース活動の啓発」及び「適切な不法投棄対策」により、不法投棄の発生を最小限にすることが可能

有料化実施直後から現在までの不法投棄の状況



不法投棄が有料化実施前の水準まで減少するのに要した時間



山谷修作「ごみ見える化 有料化で推進するごみ減量」2010年

3 不法投棄について

3-3 違反ごみについて

(1) 違反ごみの現状

u 違反ごみとは、ごみ集積所に出されたもののうち

l 処理困難物等、市では収集しないもの

o 家電リサイクル法対象品（テレビ、冷蔵庫等）、タイヤ、消火器、塗料、自動車部品、断熱材等

l 収集日ではない日に出されたごみ

o 可燃ごみの日に出された不燃ごみ
o 不燃ごみの日に出されたびん、缶等の資源物
o 資源物の日に出された生ごみ等

l 集積所に出すことができないごみ

o 粗大ごみ・事業系ごみ

(2) 違反ごみの特徴

u 深夜や早朝に出されるケースが多く、防止が困難

u 排出者の特定が困難

u すぐに撤去回収することで、常習化する恐れがある

平成30年度 違反ごみ回収状況

家具・家電等 (こたつ、タンス等)	120個
家電リサイクル法対象品 (テレビ・冷蔵庫等)	113個
タイヤ	52個
消火器	9個
その他 (塗料、自動車部品、断熱材等)	261個



違反ごみの状況

3 不法投棄について

(3) 現在の取組み

- u ごみの日カレンダー、ウェブサイト、小学4年生用副読本「わたしたちとごみ」等での周知啓発
- u 町内会役員、清掃当番、環境浄化推進員と連携した、ごみ集積所の監視通報体制の構築
- u 出されたごみに対しては、右のステッカーを貼り警告する。
 - o すぐに回収すると何でも収集されるという印象を与える恐れがあるため
- u 違反ごみの調査により、排出者を特定し、指導する。
- u 町内会と連携しごみ集積所の立会指導を行い、違反者を直接指導
- u 出前講座、対話集会等の場での市民に対する直接の呼びかけ

ルール違反です！
収集できません！

ごみ出しのルールを守りましょう！

燃えないごみの日に出し直してください

資源物の日に出し直してください

分別して出し直してください

その他

記入日時	月	日
	時	分

問い合わせ：郡山市3R推進課 TEL 924-2181

ルール違反ごみ警告ステッカー

(4) 今後強化検討すべき取組み

- l ごみ出しルール等の市政情報が届きにくい町内会未加入世帯、学生、単身世帯、外国人世帯等に対する、LINE等SNSを用いたごみ出しルールの周知徹底
- l 各町内会等による優良事例（看板設置等）の紹介
- l 集合住宅の所有者・管理者との連携を強化し、入居者へのごみ出しルールの周知徹底

3 不法投棄について

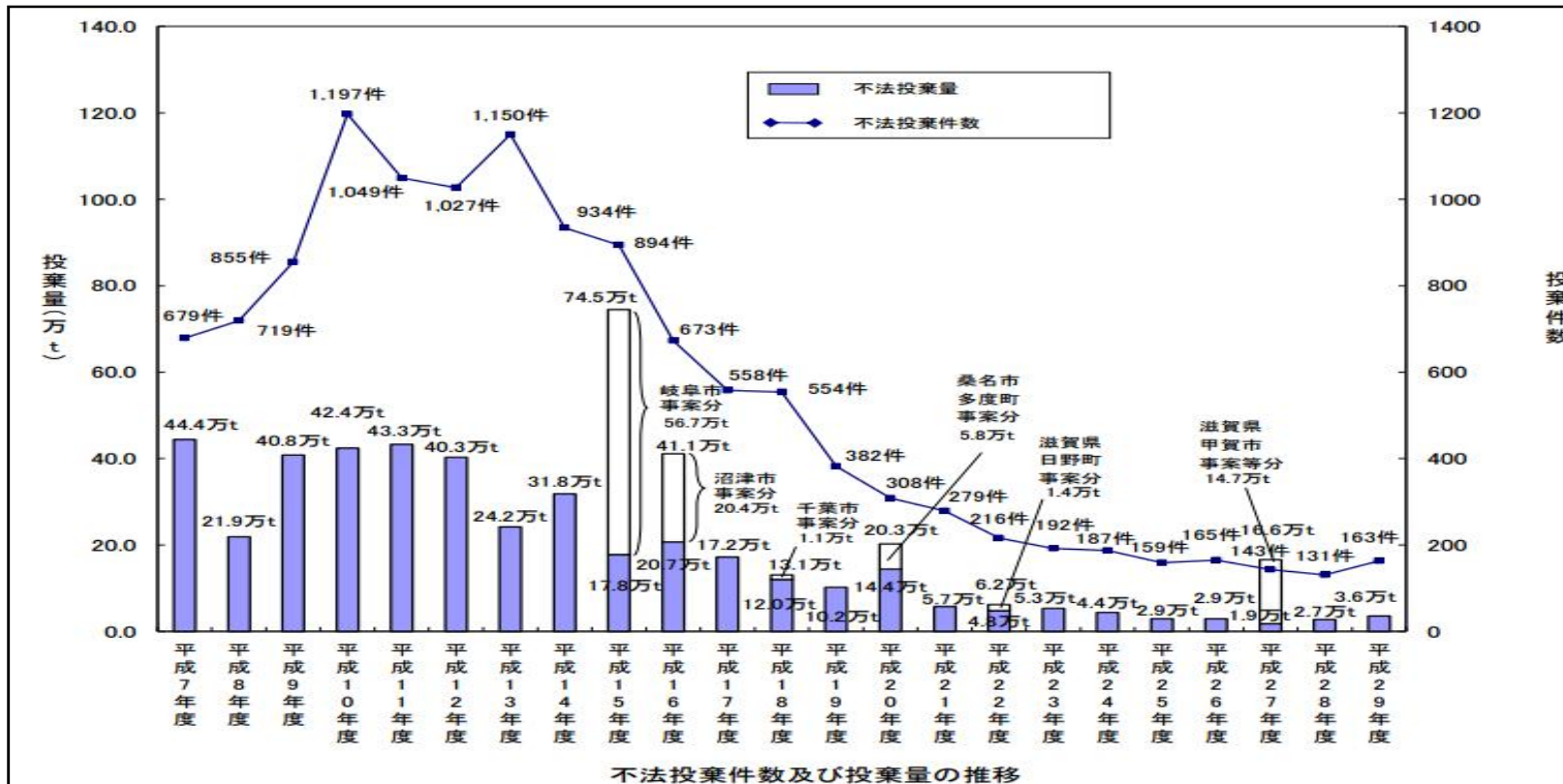
3-4 不法投棄について

(1) 不法投棄の件数

全国的な不法投棄の現状としては、大規模な不法投棄の新規判明件数は、ピーク時の平成10年代前半に比べて、大幅に減少しており、一定の成果が見られる。

平成29年 廃棄物処理法違反の態様別検挙状況

様態別	総数	不法投棄	焼却禁止	その他
事件数 (事件)	5,109	2,593	2,470	46
構成比 (%)	-	50.8	48.3	0.9



注)

1. 都道府県及び政令市が把握した産業廃棄物の不法投棄事案のうち、1件あたりの投棄量が10t以上の事案(ただし、特別管理産業廃棄物を含む事案は全事案)を集計対象とした。

出典：環境省「産業廃棄物の不法投棄等の状況(平成29年度)」

3 不法投棄について

(2) 不法投棄が減少した背景

- (1) 不法投棄の厳罰化（平成12年・22年改正等）
 - (2) マニフェスト制度の導入（平成3年・9年改正）
 - 産業廃棄物の行先を管理し、不法投棄を防止する制度
 - (3) 行政による不法投棄対策の強化
- …等が、主な要因として考えられる。

現在の不法投棄に係る罰則

昭和45年 (1970年)	【法定時】 ・ 5万円以下の罰金
平成12年 (2000年)	・ 5年以下の懲役、若しくは1,000万円以下の罰金、又はこれの併科
平成22年 (2010年)	・ 法人の場合3億円以下の罰金

(※) 法・・・廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(3) 現在の不法投棄対策の取組み状況

※別添資料4

不法投棄の未然防止

早期発見・行為者特定

不法投棄への対策として、官民連携し、以下の取組みを実施。

- ① 啓発
 - u 路上検問の実施
 - u 広報活動の実施
- ② 防止
 - u 職員・委託業者による監視パトロールの実施
 - u 不法投棄監視員の委嘱
 - u 監視カメラ・警告看板の設置
- ③ 不法投棄早期発見
 - u 各種団体と不法投棄の情報提供についての協定を締結
- ④ 行為者特定
 - u 不法投棄された物、現場等を調査し、行為者を特定するとともに警察と連携した指導を実施

3 不法投棄について

3-5 罰則規定について

不法投棄 ⇒ 非常に重い罰則 ⇒ 抑止効果

⊖ 行為者の特定、立証が困難であることから、継続的な啓発・防止活動が重要

u 罰金・懲役

行為者・・・五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金（法第25条）
法人・・・三億円以下の罰金（法第32条）

法・・・廃棄物の処理及び清掃に関する法律

4 粗大ごみの自己搬入無料化の廃止について

(1) 自己搬入の無料化の現状

- U 搬入確認券を持参しクリーンセンターに自己搬入する方は、ごみ処理手数料を無料としている。

 - 搬入券を持参しない場合の手数料…10kgあたり54円
- U 粗大ごみも無料化の対象としている。

 - 粗大ごみは、市が無料で収集するにもかかわらず、自己搬入時は手数料を徴収することへの不公平感をなくすため。

平成30年度 実績

内容	件数等	備考
取扱件数	11,363件	1週間あたり約210件
取扱重量	1,359.57 t	1件あたり119.6kg
無料にした金額	7,341千円	1件あたり646円
家庭ごみ量との比較	約5,310人分の1年間の家庭ごみ量に相当	家庭ごみ1人1年当たり701.4g/日×365日=256kg
家庭ごみ全体における割合	1.6%	

(2) 粗大ごみ処理費用の適正負担（有料化）導入に伴う課題

粗大ごみ処理費用の適正負担（有料化）導入時は、利用者が処理費用も負担することになる。
そのため、自己搬入者も処理費用を一部負担していただかないと不公平となる。

	重量 (kg/点)	収集運搬費用 (円/点)	処理費用 (円/点)	収集運搬処理費用 (円/点)
1点当たり要する費用	19.89	550.3	498.8	1,049
50%負担した場合	—	275.1	249.4	524.5
自己搬入する場合(※)	19.89	—	107.4	107.4

(※) 10kgあたり手数料54円

4 粗大ごみの自己搬入無料化の廃止について

(3) 粗大ごみ処理費用の適正負担（有料化）導入後の対応

u 搬入確認券による無料化

- o 粗大ごみについては「廃止」する。
- o 自己搬入手数料は、現行どおり10kgあたり54円とする。

(4) 今後検討を要する課題

u 市民に対し、制度変更の周知が必要となる。

- o 粗大ごみ処理費用の適正負担（有料化）導入と併せ、搬入確認券による粗大ごみ自己搬入手数料無料化の廃止についても周知していく。

u 引越し等により無料の可燃／不燃ごみと、有料の粗大ごみを同時に自己搬入する際に、搬入確認券対象となる可燃／不燃ごみ分と、対象外の粗大ごみ分とで2回の計量が必要となるため、待ち時間が長くなる。

- o 搬入確認券受付の際に、積み方の工夫や、車を分けるといった方策を説明し、待ち時間の短縮を図る。

○郡山市のごみ処理状況について

・郡山市のごみの現状について

- ・ごみの総排出量は震災前の量に戻つつあるが、事業系については依然として横ばいであり、粗大ごみにあっては増加傾向にある。
- ・全体の50%が紙や布であり、分別の徹底がされていない。
- ・震災及び焼却施設の長寿命化工事の影響により、ここ数年は処理費用が高額となっている。

・中核市や県内市とのごみ量等の比較

- ・人口1人1日あたりのごみ総排出量は、平成28年度において中核市48市のうち最下位であった。
- ・粗大ごみの有料化を導入している中核市は8割、県内市は5割である。

・ごみ処理費用の適正負担（有料化）に係る本市における検討の経緯

- ・2008年「郡山市ごみ処理基本計画」～ 長期的な視点で検討することとした。
- ・2013年 東日本大震災～ 災害廃棄物処理の対応が重要な課題となった。
- ・2018年「郡山市一般廃棄物処理基本計画」～ 適正負担の推進について、検討していくこととした。

・ごみ処理費用の適正負担（有料化）導入による効果と課題

【効果】SDGsの推進、ごみ排出量の削減、ごみの排出量に応じた費用負担の公平性の確保
分別排出促進による再資源化の推進、市民意識の向上、排出者責任の明確化

【課題】市民の金銭的負担の増加、コンビニなどへの不法投棄の増加、
指定袋や処理券を販売した場合における小売店等の業務の増加

5 | これまでの審議内容について

○方向性の確認

- ・粗大ごみ処理手数料の有料化を導入すべき、との意見で一致した。

○審議事項に係る委員からの主な意見

- ・家庭ごみが有料となれば、不法投棄が懸念される。
- ・手数料の設定に当たり、費用負担割合が増えれば、ごみ量は減ると思うが、市民のコンセンサスが得られるか。
- ・市民側からすれば負担は軽いほうがいいが、重くなれば不法投棄の心配も出る。仮に不法投棄の回収費用が嵩むこととなれば、負の連鎖を生む可能性もあるのではないか。
- ・郡山市は処理手数料が無料のため、市外から粗大ごみが持ち込まれている。
- ・手数料徴収には賛成するが、不法投棄を考慮した手数料設定をすべき。
- ・有料化の導入に併せて、不法投棄に対する罰則規定なども必要ではないか。

5 | これまでの審議内容について

○有料化の仕組みについて

有料化を導入している自治体とのバランス、郡山市の地域性などを総合的に勘案したうえで、次のような方法で実施することが妥当であると考えている。

- 費用負担割合の設定は「50%」とする。 ※別添資料1
- 手数料の設定方法は「品目別」とする。 ※別添資料2
- 手数料の納付方法は「処理券販売方式」とし、小売店等を販売店として指定する。 ※別添資料3
- 周辺市町村や中核市と比較し、均衡の取れた手数料額とする。 ※別添資料3
- 現在実施している、粗大ごみをクリーンセンターへ自己搬入する際の手数料の無料化は、市民負担の公平性を保つため廃止すべき。

5 | これまでの審議内容について

○有料化導入にあたっての留意事項について

- ・ 他市の状況からも推測される、不法投棄対策の強化を図ること
- ・ 有料化の目的や排出方法など、市民の理解と協力を得る努力をすること
- ・ 市民における3Rの意識改革を促す施策を展開すること

○今後の審議について

生活系ごみ処理費用の適正負担については、粗大ごみの有料化導入による効果や影響を検証し、課題を整理し、今後においても丹念に審議を積み重ね郡山市にとって最適な制度の構築を目指していく。